

おむつ給付券の利用に当たって

対象者要件に該当しなくなった方

※ おむつ給付券は、対象者要件に該当しなくなった場合、使用できませんので、必ず長寿はつらつ課安心サポート係まで御連絡ください。

- ・ 各法令に基づく施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム等）に入所した場合
- ・ 要支援1又は2、介護認定期間切れ及び非該当となった場合 等

※ 新たに対象者要件に該当した場合、別途新規申請が必要となります。

給付用具 紙おむつ（布おむつ除く）・尿取パット・おむつ交換の際に使用する使い捨て手袋及び清拭剤（おしり拭き用のものに限る。液体・泡タイプも可）

給付対象 おむつ給付券記載の有効期間内に購入、又は現物給付を受けたもの（領収日が有効期間内のもの）。

振込口座 登録・変更する場合は、金融機関情報届出書を提出してください。対象者以外の名義の口座を希望される場合は、別途委任状が必要です。

請求方法

1 現物給付（業者からおむつ等の給付を受ける場合）

(1) 手順

- ① 現物給付を行っている事業者におむつ給付券を持参してください。
- ② おむつ給付券の受領者氏名欄に署名捺印をしてください。
- ③ おむつ給付券とおむつ等を交換してください。

(2) 現物給付を行っている事業者（◎印のある事業者は配達可能）

事業者名	住所	電話番号
◎ふれあい広場	東北 2-29-12	048-471-2073
ダイワ薬品	大和田 5-12-19	048-481-4678
◎かくの木用品館	堀ノ内 2-9-33	048-482-7222
◎ケアプラザ彩ふく	堀ノ内 3-7-31	048-482-0021
◎須田薬局	野火止 1-2-1-101	048-477-3089
◎アサヒ堂薬局	あたご 3-7-16	048-478-7151
◎ライフデザイン	新座 3-3-9-204	048-489-3233
◎ニチイケアセンター新座	東北 2-26-2 深井ビル 2-A	048-470-3361
◎滝島薬局石神店	石神 2-4-8	048-482-0779
◎住まいるハート	ふじみ野市鶴ヶ岡 4-12-15	049-267-7001
◎ホームケアセンターイワサキ	清瀬市中里 3-1118-1	042-492-3522
◎有限会社 吉縁	所沢市東所沢 2-20-5 和光ビル 2F	04-2941-5591
◎株式会社 藤崎玉ライフケアサービス	朝霞市本町 2-4-25T-BLD 朝霞	048-456-6063
◎株式会社 日本ケアシステム	川口市南鳩ヶ谷 3-19-27	048-286-1188
◇ウエルシア 新座市役所前店	野火止 1-14-14	048-483-7515
薬局株式会社 新座野火止2号店	野火止 7-8-7	048-480-7226
◇配達については各店舗にお問合せください。		

※ 上記事業者以外でも、現物給付を受けられる場合があります。

2 償還払い（ご自分でおむつ等を購入する場合）

(1) 手順

- ① ドラッグストア等で給付用具を購入してください。
※ **入院中にかかったおむつ代も対象となります。**
- ② 対象者の氏名が記載された領収書（内訳がわかるもの）をもらってください。
- ③ (2)の提出書類を提出してください。
※ **最終提出期限を過ぎて提出されたものは無効**となります。また、**郵送の場合は、最終提出期限必着分まで有効**となります。
※ おむつ給付券は、領収額に合わせて、**複数枚同時に使用できます。**
- ④ **2か月程度**で指定の口座に振り込まれます。

(2) 提出書類（郵送可）

- ① おむつ給付券
- ② 対象者の氏名が記載された領収書（**内訳が分かるもの**）
※ **原本を提出してください**（原本の返却を希望される場合、原本とその写しを持参又は郵送（切手を貼った返信用封筒を同封してください）いただくことで、原本に受付印を押して返却します）。
※ **レシートのみでは請求できません。**
※ 入院時等、おむつ代を振込み等で支払い、領収書がない場合は請求書（内訳が分かるもの）と払込票兼受領証を提出してください。
※ 通信販売の領収書については、原則**対象者の氏名が記載されたものに限り**ます。

年間予定

時期	内容
3月中旬	以下の①及び②に該当する方（更新対象者）の、次年度上半期分おむつ給付券発行準備をします。（※1） ① 前年度下半期中におむつ給付券の提出があった方 ② 対象者要件に該当している方
4月初旬 ～中旬	更新対象者に、上半期分（4～9月）おむつ給付券を送付します。（※2）
4月10日	前年度下半期分（10～3月）おむつ給付券提出締切り
5月上旬	3月中旬以降に請求があった方等の対象者要件を確認し、更新対象者におむつ給付券を送付します。（※2）
9月中旬	以下の①及び②に該当する方（更新対象者）の、下半期分おむつ給付券発行準備をします。（※1） ① 上半期中におむつ給付券の提出があった方 ② 対象者要件に該当している方
10月初旬 ～中旬	更新対象者に、下半期分（10～3月）おむつ給付券を送付します。（※2）
10月10日	上半期分（4～9月）おむつ給付券提出締切り
11月上旬	9月中旬以降に請求があった方等の対象者要件を確認し、更新対象者におむつ給付券を送付します。（※2）

※1 **原則手続き不要**ですが、別途提出書類が必要な場合があります。

※2 請求がない場合は更新されず、おむつ給付券が届きません。

※3 4月10日、10月10日が、土日祝日に当たる場合は、翌開庁日が最終提出期限となります。

（問合せ先）

長寿はつらつ課安心サポート係
048-424-9611